

事前チェック表

◎ 京都市防鳥用ケージ使用基準で定める全ての要件を満たしている場合のみ、防鳥用ケージの使用が可能となります。

◎ 以下のチェック項目は、事前協議に当たって重要な事項を、事前に申請者側で確認いただくためのものです。

※ 後日、まち美化事務所での現地調査等により、改めて要件を満たしているかの確認を行います。

確認事項		確認欄																
必要書類の確認（裏面も併せてご確認ください。）																		
以下の提出書類は揃っていますか。 1. 応募用紙 2. 事前協議書 3. 土地所有者の同意書（私有地内のみ） 4. 誓約書※ 5. 定点付近の写真及びケージの参考資料（カタログやHPの切抜きなど） 6. 事前チェック表 ※燃やすごみとプラスチック類で使用責任者が異なる場合は、使用責任者ごとに誓約書の提出が必要です。		☐																
該当する場合のみ	燃やすごみとプラスチック類が異なる集積場所で、それぞれ別の防鳥用ケージを購入する場合、応募用紙及び事前協議書等は2部ずつ準備されていますか。	☐																
	燃やすごみとプラスチック類が異なる集積場所で、同一の防鳥用ケージを使用する場合、応募用紙1部、事前協議書等は2部準備されていますか。	☐																
京都市防鳥用ケージ使用基準で定める要件の確認																		
ケージの形状は以下の要件を満たしていますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>重量</th> <th>横幅</th> <th>奥行き</th> <th>高さ</th> <th colspan="4">その他の形状</th> </tr> <tr> <td>約15kg以下</td> <td>約200cm以下</td> <td>約100cm以下</td> <td>約80cm以下</td> <td>折りたたみ式</td> <td>底面なし</td> <td>自立式</td> <td>上部の蓋がファスナー式でない</td> </tr> </table>		重量	横幅	奥行き	高さ	その他の形状				約15kg以下	約200cm以下	約100cm以下	約80cm以下	折りたたみ式	底面なし	自立式	上部の蓋がファスナー式でない	☐
重量	横幅	奥行き	高さ	その他の形状														
約15kg以下	約200cm以下	約100cm以下	約80cm以下	折りたたみ式	底面なし	自立式	上部の蓋がファスナー式でない											
道路上で使用する場合、ケージを置いた状態での道路幅が以下の要件を満たしていますか。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>車道</th> <th>歩道</th> </tr> <tr> <td>約3m以上</td> <td>約1.5m以上</td> </tr> </table> ※判断が難しい場合はまち美化事務所にご相談ください。		車道	歩道	約3m以上	約1.5m以上	☐												
車道	歩道																	
約3m以上	約1.5m以上																	
道路上で使用する場合、ケージの使用場所が以下の近くにあつて、車両等の通行の障害や危険となるおそれはありませんか。 1. 交差点 2. 曲がり角 3. 横断歩道 4. バス停 5. 踏切 6. 点字ブロック 7. 消火栓 ※判断が難しい場合はまち美化事務所にご相談ください。		☐																
道路上で使用する場合、収集作業後、毎回必ず、私有地内に片づけていただく必要があります。片付け場所の検討はできていますか。 ※私道上の場合、不特定の人や車が自由に通行することができる場所での常設はできません。		☐																

提出者（応募者又は代理人）氏名 _____

定点の所在地 _____

防鳥用ケージは燃やすごみ・プラスチック類のどちらで使用しますか

両方で使用

どちらか一方でのみ使用

集積場所と同じですか

プラスチック類
のみの使用も可能

いいえ

はい

それぞれの集積場所ごとにケージを購入しますか

はい

いいえ
(同じケージを使用する場合)



それぞれの集積場所で助成金を申請

必要書類

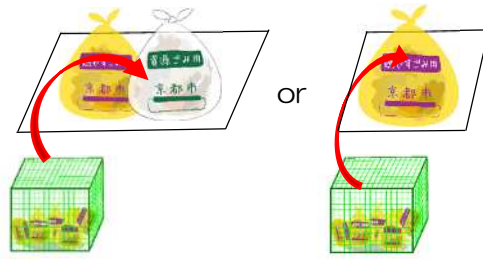
- ・応募用紙 2部
(ケージごとに提出が必要)
- ・事前協議書等※ 2部
(ごみ集積場所ごとに提出が必要)



どちらかの集積場所で
助成金を申請
※将来的にもう一方の
集積場所で、再度、助成
申請することが可能

必要書類

- ・応募用紙 1部
- ・事前協議書等※ 2部
(ごみ集積場所ごとに提出が必要)



お使いになられるごみ集積場所で助成金を申請

必要書類

- ・応募用紙 1部
- ・事前協議書等※ 1部
(燃やすごみとプラスチック類で
使用責任者が異なる場合は、使用責任者
ごとに誓約書の提出が必要です。)

※…事前協議書、土地所有者の同意書（私有地内のみ）、誓約書、ごみ集積場所付近の写真及びケージの参考資料、事前チェック表

助成は、ごみ集積場所1箇所につき1回限りです（燃やすごみとプラスチック類の集積場所
が同じ場合も1箇所とみなします。）。